委員会提出議案第1号

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年7月2日 提 出

提出者 議会運営委員会 委員長 小西 政宏

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則

橋本市議会会議規則(平成 18 年橋本市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

-1 W.	-1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
改正後	改正前
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則	第1節 総則
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その	第2条 議員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日
<u>他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当	の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2 議員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ
2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎	議長に欠席届を提出することができる。
妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を	
<u>経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u> 、あらかじ	
め議長に欠席届を提出することができる。	
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則	第1節 総則
(欠席の届出)	(欠席の届出)
第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助そ	第91条 委員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当
<u>の他のやむを得ない事由のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、	日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	2 委員は、出産のため出席できないときは、 <u>日数を定めて</u> 、あらかじめ
2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎	委員長に欠席届を提出することができる。
妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を	
<u>経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u> 、あらかじ	
め委員長に欠席届を提出することができる。	

附則

この規則は、公布の日から施行する。